

第1章 医療法

1 - (7) 助産所開設届 (個人開設)

1 事 案	助産師が助産所を開設した場合、開設後10日以内に届け出る
2 根拠法令	法8条、則5条
3 提出宛名	知事 (保健所長受理)
4 提出部数	2部
5 添付書類	<p>(1) (分娩を取扱う場合) 嘱託医師の承諾書及び免許証の写*1 (法19条の規定による) (医師資格証の写しは不可)</p> <p>(2) (分娩を取扱う場合) 嘱託医療機関の承諾書 (法19条の規定による)</p> <p>(3) 敷地の面積及び平面図 (敷地面積がわかる求積図又は登記簿の写)</p> <p>(4) 敷地周囲の見取図 (敷地がわかるもの及び位置図)</p> <p>(5) 建物の構造概要及び平面図*2</p> <p>(6) 定員に記載された有資格者の免許の写*3 (助産師にあつては名簿登録謄本又は免許証の写)</p> <p>(7) 管理者 (助産師) の名簿登録謄本又は免許証の写 (*3) 及び履歴書</p> <p>*1: 原本照合 免許証原本を持参し保健所で原本照合を行うか、原本と相違ない旨・原本照合日・診療所開設者等氏名を記載した免許の写しを提出する。</p> <p>*2: 施設の平面図 平面図には、各室の名称、内法面積、妊・産婦又はじょく婦の収容定員を明示すること。</p> <p>*3: 原本照合 免許証原本を持参し保健所で原本照合を行うこと。</p>
6 事務処理	收受 - 起案 - 決裁 - 報告 (開設届出済の証交付、台帳作成)
7 審査要領	<p>(1) 届出書の誤記・記入もれ、添付書類の不備はないか。</p> <p>(2) 従業者の定員欄に記載された人員数と添付の免許証写数に相違ないか。</p> <p>(3) 建物の構造等は則17条の基準及び関係通知に適合しているか。</p> <p>(4) 本庁進達時に保健所で行った開設時調査書を添付する。</p> <p>(5) 妊・産婦又はじょく婦の収容定員は、法第2条第2項 (9床) の規定を満たしているか。</p> <p>(6) 助産所の管理者は法11条の規定により助産師か。</p> <p>(7) 嘱託医師は則15条の2の規定により病院又は診療所で産科又は産婦人科を担当する医師か。</p> <p>(8) 嘱託医師が対応困難な場合のための嘱託医療機関は、則15条の2の規定により産科又は産婦人科及び小児科を有し、かつ、新生児への診療を行うことができる有床医療機関であるか。</p>
8 備考	

(様式1-(7))

助産所開設届 (個人開設)

年 月 日

長崎県知事

様

住 所 〒

TEL

開設者

(フリガナ)

氏 名

1 名 称						
2 開 設 の 場 所	TEL					
3 助産師その他の 従業者の定員	助産師					計
	人	人	人	人	人	人
4 敷地の周囲の見取図	(見取図 別添のとおり)					
5 敷地の面積及び平面図	(平面図 別添のとおり)					
6 建物の構造概要及び平面図(各室の用途を示し、妊婦、産婦又はじよく婦を収容する室については、その定員を明示すること)	建面積	延面積		構 造 概 要		
	m ²	m ²		(平面図 別添のとおり)		
7 開設者が現に助産所を開設し若しくは管理し又は病院、診療所、若しくは助産所に勤務する者であるときはその旨						
8 同時に2以上の助産所を開設しようとする者であるときはその旨						
9 開 設 年 月 日						
10 管理者の住所及び氏名						
11 業務に従事する助産師の氏名、勤務の日及び勤務時間	氏 名	勤 務 の 日		勤 務 時 間		
12 分娩取扱いの有無	有り ・ 無し					
13 嘱託医師の住所及び氏名						
14 嘱託医療機関の住所及び名称						

(様式1-(7))

助産所嘱託医承諾書

助産所の名称

所在地

開設者の氏名

上記

助産所の嘱託医となることを承諾します。

年 月 日

住 所

(嘱託医師) 氏名

(診療科名)

(様式1-(7))

助産所嘱託医療機関承諾書

助産所の名称

所在地

開設者の氏名

上記 助産所の嘱託医療機関となることを承諾します。

年 月 日

(嘱託医療機関)

住 所

名 称